

【参考資料】令和3年度からの税制改正前後比較一覧

変更点	改正後（令和3年度）	改正前（令和2年度）
同一生計配偶者及び扶養親族の適用要件	合計所得金額48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の適用要件	合計所得金額48万円超133万円以下	38万円超 123万円以下
寡婦・寡夫	控除額→所得税35万円・住民税30万円 以下の2点の要件を満たす場合、適用となる。 ①生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）がいること ②合計所得金額が500万円以下であること <u>※未婚のひとり親についても適用される。（未届の配偶者がある場合は対象外）</u>	特別寡婦 所：35万円 住：30万円
寡婦	控除額→所得税27万円・住民税26万円 以下のどちらかの要件を満たす場合、適用となる。 ①離別：生計を一にする親族（総所得金額等が48万円以下）が有り、 合計所得が500万円以下であること ②死別：合計所得が500万円以下であること (生計を一にする親族の有無は問わない)	寡婦・寡夫 所：27万円 住：26万円
勤労学生控除の適用要件	合計所得金額75万円以下	65万円
基礎控除	所得税 合計所得により変動 48万（合計所得2,400万以下） 32万（合計所得2,400万超～2,450万以下） 16万（合計所得2,450万超～2,500万以下） 該当なし（合計所得2,500万超）	38万円
	住民税 合計所得により変動 43万（合計所得2,400万以下） 29万（合計所得2,400万超～2,450万以下） 15万（合計所得2,450万超～2,500万以下） 該当なし（合計所得2,500万超）	33万円
障害者・未成年者・寡婦及び寡夫に対する個人住民税非課税基準	合計所得金額135万円以下	125万円以下
均等割の非課税基準額	総所得金額等≤32万×(本人+同配+扶養人数)+10万+19万 以下 ※扶養無しの場合は42万以下	総所得金額等≤32万 ×(本人+同配+扶養人数) +19万 以下 ※扶養無しは32万以下
所得割の非課税基準	総所得金額等≤35万×(本人+同配+扶養人数)+10万+32万 以下 ※扶養無しの場合は45万以下	総所得金額等≤35万 ×(本人+同配+扶養人数) +32万 以下 ※扶養無しは35万以下
給与所得控除	令和3年度換算表のとおり (P17)	令和2年度 換算表のとおり (P17)
公的年金等控除		
所得金額調整控除	①給与収入850万超であり、本人特障、または、23歳未満の扶養親族がいる、または、特障の同配・扶養親族がいる (給与収入 - 850万) × 10%を給与所得から控除する。 ②給与所得及び公的年金に係る雑所得の双方を有する 給与所得(限度10万) + 公的年金に係る雑所得(限度10万) - 10万の額を給与所得から控除する。	—
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	55万円	65万円
青色申告特別控除	55万円 ただし、以下要件のいずれかを満たすものは65万円の控除を受けることができる。 ①仕訳帳等を電子帳簿保存を行っている。 ②e-Taxで確定申告書等を提出している。	65万円